

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
変更年度	令和6年度
計画主体	日高町

日高町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名
所在地
電話番号
FAX番号
メールアドレス

日高町産業建設課
和歌山県日高郡日高町大字高家626番地
0738-63-3804
0738-63-3822
sangyou@town.wakayama-hidaka.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、鳥類(カラス、スズメ)
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	日高町(全域)

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の状況(令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	水稻、果樹等	1,512千円	108アール
シカ	水稻、林産物等	39千円	6アール
サル	果樹類、水稻等	5,152千円	202アール
タヌキ	野菜類等	被害数値未把握	
アナグマ	野菜類等	被害数値未把握	
アライグマ	野菜類等	被害数値未把握	
鳥類(カラス、スズメ)	水稻、野菜等	被害数値未把握	
計		6,703千円	316アール

(2) 被害の傾向

近年、日高町における鳥獣被害は、年中を通してイノシシ、シカ、サルを中心として、農産物に被害を与え、令和4年度の被害額は、約6,703千円となっている。
特にシカは、近年生息数が顕著に増加していると思われ、農地及び人里周辺で頻繁に出没している。またサルはこれまで目撃頭数は減ってきていたが、近年は中山間地域を中心に農地や住宅付近まで出没が増加傾向にあり、被害の増加が懸念される。
町内ほぼ全域で全ての獣種による被害が確認できる。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和8年度)
農作物被害額	6,703千円	6,031千円 ※1割減
イノシシ	1,512千円	1,360千円
シカ	39千円	35千円
サル	5,152千円	4,636千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>日高町猟友会への有害捕獲の従事依頼により、狩猟に加え有害での捕獲を推進している。また県事業を活用した狩猟免許取得の支援や有害捕獲について捕獲報償金制度を設け、国や県の補助と併せて捕獲経費への助成を実施している。</p> <p>サルによる住民被害等、緊急的な捕獲を有する場合は有害捕獲従事者に移動式サル用ワナを無料で貸し出している。</p>	<p>捕獲従事者の高齢化などによる負担増。また野生鳥獣の生息数が増加しているため、捕獲のみによる対策では、被害を抑制できない。</p> <p>野生鳥獣が住みづらい環境づくりにより一層取り組まなければならない。</p> <p>また、捕獲鳥獣の処分方法が確立されておらず、有効利用の観点から検討が必要となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>県や町による補助金等を活用して、平成14年度より防護柵設置事業を行っている。</p> <p>また、サルの被害を防ぐため、追い払い煙火の講習会や煙火の購入助成を行っている。</p>	<p>老朽化した柵の維持管理や更新等が課題となっている。</p> <p>中山間地においては、耕作放棄地もあり、藪の刈り払いで耕作地までの視界を確保し、計画的に林野の間伐を行っていく必要がある。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>放棄果樹や二番穂の除去、生活ごみの放置、藪などの隠れ場所をなくすことなど鳥獣害対策についての広報活動を行っている。</p> <p>サルの出没が多い集落では出没情報の共有化を図っている。</p>	<p>高齢化による担い手不足が課題となっており、放棄果樹の解消を図る必要がある。また、鳥獣害対策など集落の農地は集落で守るという自衛意識を向上させる必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

日高町における被害軽減のためには、防護柵等による農作物の防護、農地に繰り返し出没する個体の捕獲、刈り払いや餌場の除去等の集落環境を整備する取組を総合的に実施する必要がある。防護柵については、国庫や県・町単独事業などを活用し、極力、個別柵とならないよう集落を効率的にカバーできる設置方法を推進する。

捕獲については、日高町猟友会との連携を密にし捕獲に努めると共に、狩猟免許の取得支援を実施し、農家自身による捕獲についても推進して行く。また、集落全体の餌場や住みかの価値を下げていくため、ひとりひとりの意識改革が重要であり、そのための啓発活動や刈り払い等、農地・山林の適正管理を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣捕獲は日高町猟友会に所属する者や狩猟免許を取得した農業者を中心に捕獲を行っている。有害従事依頼者総数51名。内日高町猟友会延べ27名(令和4年度実績)

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6年度	イノシシ・シカ・サル ・タヌキ・アナグマ ・アライグマ・鳥類	・新規狩猟免許取得者支援 ・銃器・箱わなによる通年の有害捕獲 ・国庫や県単事業の活用した捕獲報償費の支払い ・移動式サル用ワナの貸し出し
7年度	イノシシ・シカ・サル ・タヌキ・アナグマ ・アライグマ・鳥類	・新規狩猟免許取得者支援 ・銃器・箱わなによる通年の有害捕獲 ・国庫や県単事業の活用した捕獲報償費の支払い ・移動式サル用ワナの貸し出し
8年度	イノシシ・シカ・サル ・タヌキ・アナグマ ・アライグマ・鳥類	・新規狩猟免許取得者支援 ・銃器・箱わなによる通年の有害捕獲 ・国庫や県単事業の活用した捕獲報償費の支払い ・移動式サル用ワナの貸し出し

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数の設定の考え方
<p>和歌山県第13次鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施して行く。</p> <p>・イノシシ 豚熱の影響のより捕獲数は減少しているが、以降は徐々に増加傾向にある。農地周辺に出没する加害個体の被害は継続しているため、捕獲を行い被害減少を目指す。</p> <p>・シカ 農地や中山間地域では住宅周辺にも出没し、生息個体数が近年特に激増している。重点的に捕獲を行い、着実な被害減少を目指す。</p> <p>・サル 捕獲数や目撃件数は近年減少傾向であったが、令和6年度から農地やその周辺に頻繁に出没しており、急激な生息数の増加が見込まれる。当初の計画では被害防止にかかる目標の達成が難しく、被害の軽減にはさらに捕獲圧を高める必要があるため、捕獲の強化を行い、着実な被害減少を目指す。</p> <p>・タヌキ 農業被害だけでなく生活環境被害も発生している。令和6年度から捕獲数が増加傾向にあり、生息数の増加が見込まれる。当初の計画では被害防止にかかる目標の達成が難しく、被害の軽減にはさらに捕獲圧を高める必要があるため、捕獲の強化を行い、着実な被害減少を目指す。</p> <p>・アナグマ 農業被害だけでなく生活環境被害も発生しており、捕獲実績を維持し着実な被害減少を目指す。</p> <p>・アライグマ 捕獲数は多くないが農業被害だけでなく生活環境被害も発生しており、捕獲実績を維持し着実な被害減少を目指す。</p> <p>・鳥類(カラス、スズメ) 農作物などへの被害頻度に伴い適正な捕獲を実施して行く。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等（単位：頭または羽）			備考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
イノシシ	500	500	500	捕獲計画数は、有害捕獲による数値とする。
シカ	600	600	600	
サル	250	250	250	
タヌキ	100	100	100	
アナグマ	100	100	100	
アライグマ	60	60	60	
鳥類(カラス、スズメ)	50	50	50	

捕獲等の取組内容

野生鳥獣による被害を防止するため、日高町猟友会や農業者の狩猟免許取得者の協力の下、年間を通して有害捕獲を実施する。
また、集落等が主体となった捕獲体制を推進することにより、農地等に出没する有害鳥獣の捕獲を集落ぐるみで積極的に進めていく。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ライフル銃は、イノシシ、ニホンジカといった大型獣の捕獲に有効で農地周辺に出没する個体を効率的に捕獲する手段である。日高町猟友会の協力の下、狩猟期間はもちろんのこと、年間を通して有害捕獲を実施する。

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし(県より既に移譲済み)

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ・シカ・サル・タヌキ・アライグマ・アナグマ・鳥類	電気柵・トタン柵・ワイヤーメッシュ等 延長3,000m 日高町内全域	電気柵・トタン柵・ワイヤーメッシュ等 延長3,000m 日高町内全域	電気柵・トタン柵・ワイヤーメッシュ等 延長3,000m 日高町内全域

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ・シカ・サル・タヌキ・アライグマ・アナグマ・鳥類	・侵入防止柵の適正な設置・管理の啓発 ・煙火によるサルの追い払い活動の推進	・侵入防止柵の適正な設置・管理の啓発 ・煙火によるサルの追い払い活動の推進	・侵入防止柵の適正な設置・管理の啓発 ・煙火によるサルの追い払い活動の推進

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する取組

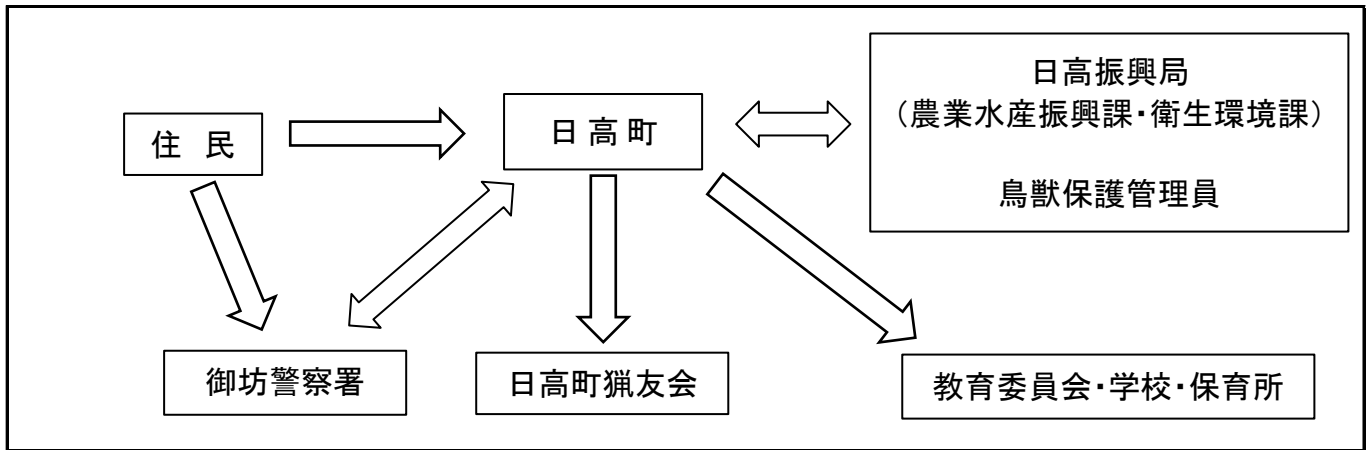
年 度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ・シカ・サル・タヌキ・アライグマ・アナグマ・鳥類(カラス、スズメ)	集落での一人一人の被害防止意識向上が必要。追い払いや集落の餌場・住みかとしての価値を下げるための啓発をするとともに侵入防止柵等を設置し、獣害に強い集落づくりを目指す。
令和7年度	イノシシ・シカ・サル・タヌキ・アライグマ・アナグマ・鳥類(カラス、スズメ)	集落での一人一人の被害防止意識向上が必要。追い払いや集落の餌場・住みかとしての価値を下げるための啓発をするとともに侵入防止柵等を設置し、獣害に強い集落づくりを目指す。
令和8年度	イノシシ・シカ・サル・タヌキ・アライグマ・アナグマ・鳥類(カラス、スズメ)	集落での一人一人の被害防止意識向上が必要。追い払いや集落の餌場・住みかとしての価値を下げるための啓発をするとともに侵入防止柵等を設置し、獣害に強い集落づくりを目指す。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
日 高 町	情報収集、連絡調整
日高振興局	情報収集、連絡調整
御坊警察署	情報収集、緊急時における活動協力
日高町猟友会	捕獲活動
鳥獣保護管理員	活動協力

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲鳥獣については、捕獲者が解体し、肉等を有効に利用することを基本とするが、やむを得ない場合には、捕獲場所付近に埋設処理するなど、環境に影響を与えないよう適切に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲者が解体し、肉等を有効活用する。ペットフードや皮革などとしての利用は現状行っていない。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究)	

(2) 処理加工施設の取組

特になし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	日高町鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
日高町 産業建設課	施策の立案、対策の実施指導
日高振興局 農業水産振興課	施策立案の助言・指導、対策の実施指導及び支援
紀州農業協同組合	対策の実施指導
日高町猟友会	有害捕獲の実施
日高町農業委員会	農地の保全指導
地元生産者代表	耕作放棄地や放任果樹等農地の被害防止活動、情報の共有

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
和歌山県農業共済組合	農業共済制度による被害情報の提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

有害鳥獣の捕獲及び情報収集等や、被害防止対策の指導・啓発活動等を行う。

(4) その他被害防止対策の実施体制に関する事項

関係団体、各地区、農家等においても積極的な参加を促し、集団での取組を進めていく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の3本柱を基本とした対策が重要である。鳥獣害はひとりひとりの問題として捉え、集落をあげて取り組めるよう推進していくことが重要である。